

令和元年度 第21回庁議要旨

日時：令和2年2月12日（水）

午前9時～同55分

会場：庁議室

[審議事項]

1 防災ラジオの無償配布等について（総務部）【継続審議】

東日本大震災以降、市民の防災情報入手手段の多様化を図るため、平成27年3月から防災ラジオの販売を行ってきた。

令和元年度台風第19号接近時には、防災ラジオを活用し、避難情報、避難所開設状況等を緊急放送で情報発信した。

現在販売している防災ラジオは、平成26年度に製造されたものであり、本年度は耐用年数満了年となる5年目を迎えているが、令和元年12月末日現在で在庫台数が14,514台となっている。

なお、耐用年数経過後に販売を継続するためには、改めて検査を行う必要があり、追加費用として約5,000,000円が発生する見込みとなっている。

本市への転入者等に対し防災ラジオを無償配布するとともに、交換希望者（既購入者で不具合があるもの）に対する無償交換を行うことで、本市民の防災アイテムのひとつとして活用いただき、併せて本市の防災啓発を図る。

また、これまで実施してきた防災ラジオの販売は、耐用年数満了年を迎えていることから、令和元年度を以て終了する。

(1) 主な内容

令和2年度より、防災ラジオの使用を希望する転入者や市長が認めるものに無償配布するとともに、交換希望者に対する無償交換を実施する。

（参考）販売等実績（令和元年12月31日現在）※本年度第20回庁議後再集計

有償販売 14,153台

無償配布 1,333台

計 15,486台

在庫台数 14,514台

(2) 今後の予定

令和2年 1月 防災ラジオ無償配布取扱要領の作成

3月 ラジオ販売の終了と配布について周知（市報、ホームページ、記者投込）、石巻市防災ラジオの販売に関する要綱を廃止し、販売を終了（令和2年3月31日をもって廃止及び終了）

4月 転入者等への無償配布及び交換希望者に対する無償交換を開始

2 都市再生推進法人の指定について（建設部）

全国では、エリアマネジメント、リノベーションまちづくり、道路・水辺・公園の公共空間を活用した都市のにぎわいづくりなど、官民連携のもと、従来のまちづくりの手法にとらわれない民間主導のまちづくりが行われている。

本市においても、第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の認定に向け策定作業を進めており、中心市街地の活性化に資する関連事業として「かわまちエリアマネジメント事業」を予定している。

まちづくりの新たな担い手として、都市再生特別措置法に基づき民間のまちづくり団体を都市再生推進法人に指定することにより、地域の再生と持続可能なまちづくりを目指す。

また、都市再生推進法人による、堤防一体空間をはじめとしたかわまちエリアのマネジメント体制を構築することで、日常的な賑わいの創出を目指す。

(1) 主な内容

石巻市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を制定することにより、地域のまちづくりを担う法人として、民間のまちづくり団体を都市再生推進法人に指定する。

※詳細は別紙のとおり

なお、都市再生推進法人に指定された法人は、国等による以下の支援が受けられる。

- ・各種補助制度、融資、税制特例等の活用
- ・法に基づく協定制度の活用
- ・民間都市開発推進機構による支援 等

(2) 今後の予定

令和2年2月	石巻市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定 都市再生推進法人の随時募集
3月	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画認定予定 都市再生推進法人の指定

3 建築確認申請等手数料の減免期間の延長について（建設部）

東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、石巻市建築基準等に関する条例の規定に基づき、建築確認申請等手数料を全額減免しているところであるが、未だ多くの被災者が自立再建（住宅再建）できていない状況である中、減免期間が令和2年3月31日をもって終了となる。

被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。

(1) 主な内容

宮城県を含む他の特定行政庁と同様に、東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、建築確認申請等手数料の減免期間を令和3年3月31日まで延長する。

【減免する建築確認申請等手数料】

- (1) 建築確認申請手数料
- (2) 中間検査申請手数料
- (3) 計画変更申請手数料
- (4) 完了検査申請手数料
- (5) 建築許可・認定申請手数料構

(2) 今後の予定

令和2年2月 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」
の一部改正

4 令和元年台風第19号による災害に伴う被災児童生徒就学援助について（教育委員会）

石巻市立小中学校の児童生徒の就学援助については、経済的理由や東日本大震災により被災し、就学困難な児童生徒の保護者等に対し、学用品費などの援助を行い、就学機会の確保を図ってきた。

今回、新たに令和元年台風第19号により被災した児童生徒の就学機会を確保するため、就学援助費を支給しようとするもの。

令和元年台風第19号により被災し、経済的に困窮している児童生徒の就学機会の確保を図る。

(1) 主な内容

令和元年台風第19号により被災した児童生徒の就学機会の確保を図るため、保護者に対し就学援助金を支給する。

【支給基準】

次のいずれかに該当するもの

- ・被災により「半壊」以上の罹災判定を受け、かつ、親権者の市町村民税所得割の合計額が211,200円以下のもの
- ・被災により主たる家計の維持者が死亡・失業等し、世帯の収入が著しく減少したもの

【支給対象期間】

- ・令和元年台風第19号の発生以降の支給分から令和2年3月まで

(2) 今後の予定

令和2年2月中旬 市ホームページ「台風19号に関する被災者支援情報」に掲載
市内全小中学校に周知
就学援助申請受付開始

3月上旬 支給決定通知

3月下旬 就学援助費支給、県宛て実績報告書提出

[報告事項]

1 会計年度任用職員制度の導入に伴う職員のサービスの宣誓について（総務部）

地方行政の重要な担い手となっている、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることから、本市においても会計年度任用職員制度に関する例規の整備を推進している。

会計年度任用職員制度は、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることを鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができることを明らかにするため、必要な改正を行う。

(1) 主な内容

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、石巻市職員のサービスの宣誓に関する条例に、任命権者が別段の定めをすることができる規定を加える。

また、新たに職員となった者は、面前において宣誓書に署名する必要があるが、別段の定めとして、会計年度任用職員については、あらかじめ署名した誓約書を提出することができることや、再度の任用（継続）の際には、当初の任用時に提出した誓約書をもって、これを行ったものとみなす規定などを、規則に定める。

(2) 今後の予定

令和2年2月 令和2年市議会第1回定例会に石巻市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について提案並びに石巻市会計年度任用職員の任用等に関する規則の制定
(施行予定年月日：令和2年4月1日)

2 石巻市震災復興土地区画整理事業及び石巻市被災市街地復興土地区画整理事業における清算金の分割徴収及び分割交付に付す利子の利率の改定について（復興事業部）

東日本大震災による甚大な被害を受けた区域内にある、住居の集団的移転及び市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために、市が施行する土地区画整理事業について、土地区画整理法の規定により石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例を平成24年6月に、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例を平成25年6月にそれぞれ定め、新市街地及び既成市街地の土地区画整理事業を進めている。

法定利率の見直し等が行われる「民法の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、「土地区画整理法施行令」の一部が改正されたことから、清算金の分割徴収及び分割交付に付す利子の利率を法定利率に改正するもの。

(1) 主な内容

土地区画整理事業に係る清算金は土地区画整理法により分割徴収または分割交付することができると規定されており、それらに付すべき利子の利率を土地区画整理法施行令に基づき、分割徴収については財政融資資金の貸付けの利率（当該利率が年6パーセントを超える時は年6パーセント）、分割交付については年6パーセントと規定している。

平成29年6月に公布された民法の改正では、法定利率が「年6パーセント」から「年3パーセント」に改められることとなった。

その後、土地区画整理法施行令においても、付すべき利子の利率が「年6パーセント」とされていたものが、民法に規定する「法定利率」に改正されたことから、本条例においても「年6パーセント」を、民法に規定する「法定利率」と改める。

※なお、民法第404条第3項にて法定利率は法務省令で定めるところにより3年ごとに変動すると規定されている。

(2)今後の予定

令和2年2月 令和2年第1回定例会に、石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例及び石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3 令和元年台風第19号に伴う国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除措置の延長について（健康部）

令和元年台風第19号による災害について、同年10月12日に災害救助法が適用され、被災者に係る国民健康保険一部負担金及び介護保険サービス利用者負担額については、国からの通知に基づき、令和2年1月31日まで支払いを免除する扱いを行ってきたところであるが、今般、国より本取扱いについて、同年3月31日まで延長する方針が示された。

国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除措置を延長することにより、被災者の医療や介護サービスを確保するとともに、経済的負担の軽減を図るもの。

(1)主な内容

令和元年台風第19号に伴う国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除措置を令和2年3月31日まで延長する。

なお、免除対象者の要件、減免割合及び免除の実施方法については、従前のおりとする。

(2)今後の予定

特に無し

4 令和元年台風第19号に伴う障害福祉サービスの利用者負担額等の免除措置の延長について（福祉部）

令和元年台風第19号による災害について、令和元年12月に「令和元年台風第19号に伴う障害福祉サービスの利用者負担額等の免除に関する要綱」を制定し、被災者に係る障害福祉サービス等の利用料の免除を実施している。

免除期間は、介護保険制度との均衡を図り、令和2年1月31日までとしているが、同年1月24日付けで、厚生労働省より、介護保険制度における利用料の免除期間を同年3月31日まで延長する方針が示された。

介護保険制度との整合性を図り、免除措置を延長することにより、医療や障害福祉サービスを確保するとともに、経済的負担の軽減を図るもの。

(1)主な内容

令和元年台風第19号に伴う、障害福祉サービス等の利用者負担額の免除措置を令和2年3月31日まで延長する。（※食費及び居住費等は該当しない）。

なお、免除対象者の要件、対象となる障害福祉サービス等、免除の実施方法及び利用者負担額の還付手続きについては、従前のおりとする。

(2)今後の予定

特に無し

5 石巻市産業振興計画策定懇談会について（産業部）

平成19年2月に策定した「石巻市産業振興プラン」は、平成19年度から平成28年度までを計画期間とする、石巻市の産業振興を図るための指針として策定された計画であったが、東日本大震災の影響により、本市では震災復興基本計画事業を優先して実施してきた。

震災復興基本計画も最終年に入ったことから、新たな総合計画と開始時期を合わせ、令和3年度以降の期間を対象とした「石巻市産業振興計画」を策定することとし、本年度から、過去の産業振興プランの進捗状況等を調査し、達成度等を検証するなどの準備行為を進め、令和2年度に策定することとした。

石巻市の今後の産業振興を図る基本方針として、「石巻市産業振興計画」を策定するに当たり、有識者から意見聴取を行うため、石巻市産業振興計画策定懇談会を設置するもの。

(1) 主な内容

石巻市産業振興計画を策定するに当たり、有識者から意見聴取を行うため、石巻市産業振興計画策定懇談会を設置する。

① 所掌事項

- ア 石巻市産業振興の基本方針に関すること。
- イ 石巻市産業振興計画の重点施策及び推進体制に関すること。
- ウ 前2号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

② 組織

懇談会は、以下の各部門に係る団体から推薦された者で構成し、部門ごとに開催する。

- ア 産業商工部門
- イ 観光部門
- ウ 水産部門
- エ 農林部門

※必要に応じ全部門の構成員を招集し、全体会議を開催する。

③ 任期

令和3年3月31日まで

(2) 今後の予定

令和2年4月1日	石巻市産業振興計画策定懇談会設置要綱の制定及び施行
5月	第1回懇談会開催（以降3回程度開催）
令和3年3月	「石巻市産業振興計画」策定

【その他】

- ・議会懸案事項について（復興政策部）
- ・東日本大震災石巻市追悼式について（総務部）
- ・市議会定例会に関する諸事務について（同上）
- ・新型コロナウイルス感染症について（健康部・総務部）

以 上